

12-2-31 災害時における畳の提供に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害時に、被災者の救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第2条 災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は物資提供要請書（以下「要請書」という。）により乙に畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に対して畳の提供を依頼した場合、乙は可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、協力して次の作業を行う。

- (1) 畳の調達
- (2) 避難所等までの畳の搬送
- (3) 利用後の畳の処理

3 乙は、畳を提供するときは、甲に物資提供報告書を提出するものとする。

（費用）

第4条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて連絡責任者確認書により相互報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者確認書の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 7月10日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

兵庫県神戸市兵庫区永沢町三丁目8番8号

乙 5日で5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会

委員長 前 田 敏 康

《豊川市との連絡窓口》

乗本豊店

連絡責任者 乗 本 知 尚

豊川市東光町1-8-1

電話0533-86-6833

平成 年 月 日

5日5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会 殿

豊川市長

物資提供要請書

「災害時における畳の提供等に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

平成 年 月 日

豊川市長 殿

5日5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会

物資提供報告書

「災害時における畳の提供等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで要請を受けた件について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

(担当者)

物資納入者名

物資受取者名

12-2-32 災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ 東海支社（以下「乙」という。）とは、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生した場合における、災害復旧のための活動場所又は資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の所有する用地を乙が災害復旧用オープンスペースとして確保し、迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表1に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用を必要とするときは、書面により使用の要請を行うものとする。ただし、緊急その他書面による使用の要請が困難と市長が認める場合は、口頭、電話、ファックスにより使用の要請をした後、速やかに当該書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用の要請があったときは、災害復旧用オープンスペースの使用を許可するものとする。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、使用範囲、使用方法等について甲乙協議するものとする。

（原形復旧）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースの施設又は設備を毀損したときは、乙の責務において原形復旧を行うものとする。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する場合において、甲の許可を得て、当該オープンスペース内の既存施設を使用することができる。

2 乙は、災害復旧用オープンスペース内に災害復旧活動又は資機材置場のため事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等の設備を設置しようとするときは、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置するものとする。

3 第1項の規定により災害復旧用オープンスペース内の既存施設を使用する場合における鍵の管理は、乙が行うものとする。この場合において、乙は、当該オープンスペースの使用を終了したときは、直ちに甲に鍵を返却しなければならない。

(原状回復)

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用を終了したときは自己の責任及び負担において原状回復を行うものとし、前条第2項により設備を設置したときは自己の責任及び負担において撤去するものとする。

(使用料)

第7条 第1条の目的のために災害復旧用オープンスペースを使用する場合の使用料は、無料とする。

(連絡体制)

第8条 この協定に基づく災害時における甲と乙の連絡体制は、別表2のとおりとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月19日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番10号

乙 株式会社NTTドコモ 東海支社

執行役員東海支社長

別表 1 (第 2 条関係)

施設名称等	位置	面積	所管部署	備考
豊川公園の一部	豊川市諏訪 1 丁目、 諏訪 3 丁目及び金 屋西町 3 丁目地内	40,000 m ²	豊川市建設部公 園緑地課	広域避難場所
豊川市いこいの 広場の一部	豊川市江島町地内	17,700 m ²	国土交通省 管理者：豊川市 教育委員会 中部地方整備局 豊橋河川事務所	地区活動拠点避 難地
豊川市音羽運動 公園の一部	豊川市萩町口猿田	19,100 m ²	豊川市教育委員 会スポーツ課	地区活動拠点避 難地
御幸浜ゲートボ ール場の一部	豊川市御津町御幸 浜 1 号地内	8,000 m ²	豊川市建設部公 園緑地課	
南山グラウンド の一部	豊川市伊奈町南山 新田地内	20,295 m ²	豊川市建設部公 園緑地課	地区活動拠点避 難地

別表 2 (第 8 条 関連)

	平常時 (非常時の体制前)		非常時の体制中
	平日 (平常時)	夜間休日	
豊川市	【防災対策課】 (TEL) 0533-89-2194 (NTT 回線 FAX) 0533-89-2655	【消防署】 (TEL) 0533-89-0119 (NTT 回線 FAX) 0533-89-9819	【防災対策課】 (TEL) 0533-89-2194 (NTT 回線 FAX) 0533-89-2655
NTT ドコモ 東海支社	【災害対策室】 (TEL) ① 代表電話 052-968-7938 ② 衛星携帯電話 090-2574-2742 ③ 社員携帯電話 別途周知 (FAX) 052-954-1527	(TEL) 社員携帯電話 別途周知	【災害対策室】 (TEL) ① 代表電話 052-968-7938 ② 衛星携帯電話 090-2574-2742 ③ 社員携帯電話 別途周知 (FAX) 052-954-1527

備考 この表において、平日 (平常時) とは、土・日曜日および祝祭日・年末年始 (12月29日～1月3日まで) を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分 (NTT ドコモは、9 時 30 分から 18 時 00 分) をいう。

1 2 - 2 - 3 3 災害時における帰宅困難者への救援物資の提供に関する覚書

豊川市（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における帰宅困難者への救援物資の提供について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時における帰宅困難者への救援物資の提供に関する甲と乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時 豊川市内及びその近接地において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれにより乙が運行する交通が運行停止又は途絶状態が継続し、豊川市内の交通に大きな混乱が生じた場合をいう。

(2) 帰宅困難者 災害時において、自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難となった者をいう。

(3) 救援物資 ビスケット、飲料水、エマージェンシーシート等帰宅困難者を救援する物資として必要と認める物資

（防災倉庫の設置に関する協力）

第3条 甲は、乙と協議し、乙の所有する豊川駅の敷地内に防災倉庫を甲の負担により設置するものとする。

2 甲は、乙から防災倉庫の移設の要請を受けた場合は、速やかに甲の負担により、防災倉庫を移設するものとする。

3 甲は、防災倉庫に救援物資を常備させるものとし、防災倉庫について定期的に点検を行うとともに防災倉庫としての機能維持に努め、機能の低下を認めた場合には、速やかに防災倉庫修理を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

（救援物資の提供）

第4条 乙は、豊川市災害対策本部条例（昭和38年豊川市条例第10号）に規定する豊川市災害対策本部から帰宅困難者に対する救援物資の提供の要請があったときは、当該提供について協力する。ただし、乙が運行する交通が運行停止し、又は途絶状態が継続した等に起因して救援物資の提供が困難な場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により乙が救援物資の提供の協力を支障が生じたときは、甲は帰宅困難者への救援物資の提供を行うものとする。

3 乙は、第1項の要請がない場合において、乙が運行する交通が運行停止する等により帰宅困難者が発生したときは、乙の判断により帰宅困難者に救援物資を提供することができるものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲は、第4条第1項の要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

(救援物資提供の報告)

第6条 乙は、第4条第1項又は第3項の規定により救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(防災倉庫の鍵の取扱い)

第7条 甲は防災倉庫の鍵を乙に貸与するものとし、乙は鍵の預り証を発行するとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(費用負担)

第8条 救援物資の補充費用及び賞味期限に伴う更新費用の負担は、甲が行うものとする。ただし、第4条第3項の規定により乙の都合で救援物資の提供が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

2 乙が防災倉庫の鍵を紛失した場合の費用負担は、甲乙協議し決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書は、締結の日から効力が発生するものとし、以後甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月24日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

名古屋市中村区名駅一丁目3番4号

乙 東海旅客鉄道株式会社

東海鉄道事業本部 管理部総務課

総務課長 濱 崎 修

様式第1号（第5条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

東海旅客鉄道株式会社 様

豊川市長

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を要請します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	東海旅客鉄道株式会社 豊川駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

様式第2号（第6条関係）

救 援 物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

東海旅客鉄道株式会社

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を行ったことを報告します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	東海旅客鉄道株式会社 豊川駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

12-2-34 防災倉庫の設置及び災害時における帰宅困難者への対応に関する覚書

豊川市（以下「甲」という。）と名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成21年12月1日付にて甲・乙間で締結した「名鉄国府駅における東西連絡橋等の維持管理に関する協定書」に基づき防災倉庫を設置するとともに、災害時における帰宅困難者への対応について、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害時における帰宅困難者への対応に関する甲と乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本覚書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害時」とは、豊川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれにより乙が運行する交通が運行停止又は途絶状態が継続し、豊川市内の交通に大きな混乱が生じた場合をいう。
- (2) 「帰宅困難者」とは、災害時において、自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難となった者をいう。
- (3) 「救援物資」とは、ビスケット、飲料水及びエマージェンシーシート等帰宅困難者を救援する物資として必要と認める物資のことをいう。

(防災倉庫の設置に関する協力)

第3条 甲は、乙と協議し、別紙記載の設置場所に甲の防災倉庫を設置するものとする。

2 甲は、防災倉庫に救援物資を常備させるものとし、防災倉庫について定期的に点検を行うとともに防災倉庫としての機能維持に努め、機能の低下を認めた場合には、速やかに修理を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

3 甲は、本覚書が終了するときは、本覚書終了日又は乙の指定する日までに、自らの責任及び費用をもって防災倉庫を撤去するものとする。

4 甲は、乙に対する防災倉庫の設置場所に関する公租公課、賦課金等を免除する。

なお、当該免除部分の面積等については、別紙に定める図面のとおりとする。

(救援物資の提供に関する協力)

第4条 乙は、豊川市災害対策本部条例（昭和38年豊川市条例第10号）に規定する豊川市災害対策本部から帰宅困難者に対する物資の提供の要請があったときは、当該提供について協力する。ただし、乙が運行する交通が運行停止し、又は途絶状態が継続した

等により救援物資の提供に支障が生じた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により乙が救援物資の提供の協力に支障が生じたときは、甲は、帰宅困難者に対する対応を講じるものとする。

3 乙は、第1項の要請がない場合において、乙が運行する交通が運行停止する等により帰宅困難者が発生したときは、乙の判断により帰宅困難者に救援物資を提供することができるものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲は、第4条第1項の要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

(救援物資提供の報告)

第6条 乙は、第4条第1項及び第3項の規定により救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(防災倉庫の鍵の取扱い)

第7条 甲は、防災倉庫の鍵を乙に貸与するものとし、乙は、鍵の預り証を発行するとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(費用負担)

第8条 救援物資の補充費用及び賞味期限に伴う更新費用の負担は、甲が行うものとする。ただし、第4条第3項の規定により乙の都合で救援物資の提供が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

2 乙が防災倉庫の鍵を紛失した場合の費用負担は、甲乙協議し決定するものとする。

(苦情等の処理)

第9条 甲は、防災倉庫の設置等、本覚書に定める事項に関し、第三者から苦情等を受けたときは、自らの責任をもって解決する。

(損害賠償)

第10条 甲は、本覚書に違反し、故意又は過失により乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヵ月前までに甲乙いずれかから文書による申出がない限り、本覚書は同一条件にてさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本覚書に関する紛争等について、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第13条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 1月15日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

岡崎市明大寺本町4丁目70番地

乙 名古屋鉄道株式会社

東部支配人 今 川 孝 英

様式第1号（第5条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

名古屋鉄道株式会社 様

豊川市長

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を要請します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	名古屋鉄道株式会社 国府駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

様式第2号（第6条関係）

救 援 物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

名古屋鉄道株式会社

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を行ったことを報告します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	名古屋鉄道株式会社 国府駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

12-2-35 災害時における帰宅困難者への対応に関する覚書

豊川市（以下「甲」という。）と名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における帰宅困難者への対応について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時における帰宅困難者への対応に関する甲と乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本覚書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害時」とは、豊川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれにより乙が運行する交通が運行停止又は途絶状態が継続し、豊川市内の交通に大きな混乱が生じた場合をいう。
- (2) 「帰宅困難者」とは、災害時において、自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難となった者をいう。
- (3) 「救援物資」とは、ビスケット、飲料水及びエマージェンシーシート等帰宅困難者を救援する物資として必要と認める物資のことをいう。

（防災倉庫に関する協力）

第3条 甲は、別紙記載の設置場所に甲の防災倉庫を設置するものとする。

2 甲は、防災倉庫に救援物資を常備させるものとし、防災倉庫について定期的に点検を行うとともに防災倉庫としての機能維持に努め、機能の低下を認めた場合には、速やかに修理を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

（救援物資の提供に関する協力）

第4条 乙は、豊川市災害対策本部条例（昭和38年豊川市条例第10号）に規定する豊川市災害対策本部から帰宅困難者に対する物資の提供の要請があったときは、当該提供について協力する。ただし、乙が運行する交通が運行停止し、又は途絶状態が継続した等により救援物資の提供に支障が生じた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により乙が救援物資の提供の協力を支障が生じたときは、甲は、帰宅困難者に対する対応を講じるものとする。

3 乙は、第1項の要請がない場合において、乙が運行する交通が運行停止する等により帰宅困難者が発生したときは、乙の判断により帰宅困難者に救援物資を提供することができるものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲は、第4条第1項の要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

(救援物資提供の報告)

第6条 乙は、第4条第1項又は第3項の規定により救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(防災倉庫の鍵の取扱い)

第7条 甲は、防災倉庫の鍵を乙に貸与するものとし、乙は、鍵の預り証を発行するとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(費用負担)

第8条 救援物資の補充費用及び賞味期限に伴う更新費用の負担は、甲が行うものとする。ただし、第4条第3項の規定により乙の都合で救援物資の提供が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

2 乙が防災倉庫の鍵を紛失した場合の費用負担は、甲乙協議し決定するものとする。

(苦情等の処理)

第9条 甲は、防災倉庫の設置等、本覚書に定める事項に関し、第三者から苦情等を受けたときは、自らの責任をもって解決する。

(損害賠償)

第10条 甲は、本覚書に違反し、故意又は過失により乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヵ月前までに甲乙いずれかから文書による申出がない限り、本覚書は同一条件にてさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本覚書に関する紛争等について、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第13条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月15日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

岡崎市明大寺本町4丁目70番地

乙 名古屋鉄道株式会社

東部支配人 今 川 孝 英

様式第1号（第5条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

名古屋鉄道株式会社 様

豊川市長

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を要請します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	名古屋鉄道株式会社 豊川稲荷駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

様式第2号（第6条関係）

救 援 物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

名古屋鉄道株式会社

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を行ったことを報告します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	名古屋鉄道株式会社 豊川稲荷駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

12-2-36 豊川市の防災情報提供に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、豊川市内の災害に備え、甲と乙とが協力して市民等に対して必要な防災情報を提供することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協力内容を実施するものとする。

- (1) 甲は、豊川市内の防災情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、甲より提供された防災情報を自社サービス上に掲載する方法により、市民等に対し周知すること。

（費用負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する協力内容については、原則として無償で行われるものとし、当該協力内容を実施する際に発生する一切の経費は、甲乙各自で負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の2か月前までに甲乙いずれかから文書による申出がない限り、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月29日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山脇 実 印

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目4番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長 山崎 佳一 印

12-2-37 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と愛知県LPGガス協会東三河支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難者等（以下「被災者等」という。）を支援するために必要となる液化石油ガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、避難所、救護所、防災拠点施設等（以下「避難所等」という。）へ液化石油ガスの供給等を行い、被災者等の迅速かつ円滑な支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、避難所等に液化石油ガスの供給又は燃焼器具の提供（以下「供給等」という。）が必要であると認めたときは、乙に対して、供給等についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話、ファクシミリ等の方法で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（協力に関する業務）

第4条 供給等に必要の運搬、設備の設置及び保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第3条の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の要請により乙が実施した供給等に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協力体制の整備）

第7条 甲及び乙は、災害時等における被災者等の迅速かつ円滑な支援の実施のため、平常時から相互の協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（災害時等の情報提供）

第8条 乙は、災害時等において、甲の区域内における被害状況及び復旧状況について得た情報を甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力に関する業務により知り得た個人情報を、当該業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成28年9月26日

所在地 豊川市諏訪一丁目1番地
甲 名称 豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

所在地 豊川市大橋町二丁目18番地
乙 名称 愛知県LPガス協会 東三河支部
代表者 支部長 原 田 幹 也

様式第1号

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県LPガス協会東三河支部長 殿

豊 川 市 長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

豊川市要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号		
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分		
要請 内容	品 名 数 量			
	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	対象 施設	名 称		
		所在地		
	担 当 者	所 属 職・氏名 電話番号		
備 考				

様式第2号

年 月 日

災害時要請業務実施報告書

豊川市長 殿

愛知県LPガス協会東三河支部長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

豊川市要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号		
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分		
供給 実績	品 名 数 量			
	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	対象 施設	名 称		
		所 在 地		
	担 当 者	所 属 職・氏名 電話番号		
供給実施者		会社名 所在地 担当者 電話番号		
備 考				

12-2-38 災害時における自立式移動型トイレの供給協力に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）とGテクノ株式会社（以下「乙」という。）は、豊川市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 自立式移動型トイレの提供
- (2) 自立式移動型トイレの運搬及び設置
- (3) 自立式移動型トイレ設置後の維持管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が自立式移動型トイレに関し必要と認める事項

2 乙は、前項の規定に基づく要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

（要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うことができるものとし、甲は、当該緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書により乙に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき自立式移動型トイレを設置したときは、遅滞なく報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（被災した他市町村への応援）

第4条 甲が、被災した他の市町村に対する自立式移動型トイレ等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した自立式移動型トイレの

対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、使用後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の活動)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に社員を派遣することができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年11月10日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山脇 実

乙 豊川市宿町左平山48番地
Gテクノ株式会社
代表取締役 都築 幹尚

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

Gテクノ株式会社 様

豊川市長

要 請 書

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項に基づき、次のとおり
要請します。

1 要請する理由	
2 必要とする物品名・数量	
3 必要とする場所	町 添付地図参照
4 必要とする期間	
5 要請担当者	担当者名 班 電話
6 その他必要事項	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

豊川市長 様

Gテクノ株式会社

報 告 書

災害時における支援協力に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 設置した物品名・数量	
2 設置場所	
3 設置日時	年 月 日 時
4 報告者及び立会者	報告者 氏名 電話
	立合者 氏名 電話
5 その他必要事項	

12-2-39 災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する
協定書

豊川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人美竹会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害により要援護者が避難を必要とする場合に、甲が、乙に対し、福祉避難所としての施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用することについて協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、障害者、介護を必要とする高齢者等のうち、災害時に甲が設置する指定避難所では生活に支障をきたす者で、避難生活に当たり何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（施設等の使用の要請等）

第3条 甲は、要援護者のために次条に掲げる施設等を使用する必要が生じたときは、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（施設等）

第4条 使用する施設等は、次のとおりとする。

ケアハウス みその 豊川市金沢町稲場7

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請できるものとし、その後、速やかに書面を乙に提出するものとする。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（4）その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、原則として当該要援護者の家族等又は甲が行うものとする。ただし、甲が協力を求めた場合は、乙は移送に協力するものとする。

(物資の支給及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が要援護者に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて計算するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月5日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市金沢町稲場7
社会福祉法人美竹会
理事長 竹 生 吉 信

12-2-40 災害時におけるドローンを活用した情報収集活動等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と「株式会社アルマダス」（以下「乙」という。）とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるドローンを活用した情報収集活動等（以下「情報収集活動等」）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑に情報収集活動等できる体制を確立することを目的とする。

（災害時の支援要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集活動等の支援を必要とするときは、支援に関し必要な事項を明示した文書により、乙に対して要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（支援の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 空撮による情報収集及び報告
- (2) 人員の派遣
- (3) 機器の提供
- (4) ドローンの操縦等に係る技術的支援及び助言
- (5) その他情報収集活動等に関し必要と認める支援

2 前項の支援内容は、甲及び乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施する。

（支援の報告）

第5条 乙は、情報収集活動等の支援をしたときは、支援を行った内容を明示した文書により甲に報告するものとする。

（映像データ等の取扱い）

第6条 乙は、第3条第1項に基づく情報収集活動等において撮影した映像データ等については甲に提出するものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者に提供してはならない。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、情報収集活動等に関し、平常時から協力して検討を行うものとする。

2 乙は、前項の検討に当たり、甲から人員の派遣、機器の提供等について要請があったときには、可能な範囲で協力するものとする。

（訓練への参加）

第8条 乙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(費用)

第9条 乙が第3条第1項に基づく支援に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、第5条の報告の内容により、支援終了後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(補償)

第10条 この協定による乙の支援又は訓練に伴って生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、当該損害が甲の過失による場合を除き、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれかから協定解消の申出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 4月28日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

豊橋市三本木町新三本木119-8

乙 株式会社アルマダス

代表取締役 吉 田 泰 行

年 月 日

株式会社アルマダス
代表取締役 吉田泰行 殿

豊 川 市 長

情報収集活動及び人員・機器等支援要請書

下記のとおり情報収集活動等の支援を要請します。

記

情報収集活動

活動内容	主な撮影対象	活動場所	活動予定日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

人員の派遣

活動内容	人数	活動場所	活動予定日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

機器の提供

提供物品	数量	提供・貸出 の別	提供希 望日時	返却予 定日時 <small>※貸出の場合</small>	備 考
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	

その他（自由記載）

--

(連絡担当者)

所 属 _____ 氏 名 _____
電 話 _____ F A X _____

年 月 日

豊川市長 殿

株式会社アルマダス
代表取締役 吉田泰行

情報収集活動及び人員・機器等支援報告書

年 月 日付けの要請について、下記のとおり支援したので報告します。
記

情報収集活動

活動内容	主な撮影内容	活動場所	活動日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

人員の派遣

活動内容	人数	活動場所	活動日時	備 考
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	
		町地内	/ : ~ / :	

機器の提供

提供物品	数量	返却後の状態 ※貸出の場合	提供 日時	返却 日時 ※貸出の場合	備 考
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	
			/ :	/ :	

その他（自由記載）

--

(連絡担当者)

氏 名 _____

電 話 _____

F A X _____

12-2-41 災害時における物資の調達に関する協定書

豊川市(以下「甲」という。)とセツカートン株式会社(以下「乙」という。)とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

(災害時の協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に物資の調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 段ボール製品(段ボールシート、段ボールケース及び避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品)
- (2) その他乙の取扱商品

2 前項の品目については、甲乙協議の上、必要に応じて適時見直すものとする。

(協力の実施及び状況報告)

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するとともに、当該実施状況を文書又は口頭により甲に報告するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡しは、豊川包装工業株式会社の敷地内において行うものとする。ただし、豊川包装工業株式会社の敷地内における引渡しができないときは、甲乙協議の上決定した場所で引渡しを行うものとする。

(提供報告)

第7条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が提供した物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議の上決定するものとする。

(在庫情報の報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して品目、数量等の物資の在庫状況に関する報告を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成29年5月25日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊雄

様式第1号（第2条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

セツ Karton 株式会社

様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

様式第2号（第7条関係）

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

セツ Karton 株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

(担当者)

物資納入者名

物資受取者名

12-2-42 豊川市災害時通訳ボランティアの活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益財団法人豊川市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における豊川市災害時通訳ボランティア登録要綱（平成29年3月1日施行）に定める豊川市災害時通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）に対するボランティア活動の要請、活動の内容の指示等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、言葉の壁がある外国人市民等の被害の軽減を目的としたボランティア活動を効果的に支援するため、ボランティアの受入体制及び活動体制の整備を推進し、甲乙が連携及び協力するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（活動要請等の依頼）

第2条 甲は、災害時においてボランティアの受入を必要とするときは、豊川市災害時通訳ボランティア派遣要請書（様式第1号）により、乙に対しボランティア活動の要請及び活動内容の指示を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等の通信手段により要請し、事後速やかに豊川市災害時通訳ボランティア派遣要請書を乙に提出するものとする。

（活動要請等の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかにボランティアに対しボランティア活動の要請をするとともに活動の内容を指示するものとする。

（平常時の協力活動）

第4条 甲及び乙は、災害時において円滑なボランティア活動ができるよう、平常時からボランティアに対する研修等によるボランティア活動に係る体制を整備し、連携及び協力の体制の確立を図るものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定の実施に関し必要な費用の負担については、甲乙協議の上、甲が負担する。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は、有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月21日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市新道町1丁目1番地3
公益財団法人豊川市国際交流協会
会長 石 川 則 男

様式第1号（第2条関係）

豊川市災害時通訳ボランティア派遣要請書

年 月 日

公益財団法人豊川市国際交流協会

会長 様

豊川市
市長
(公印省略)

豊川市災害時通訳ボランティアの活動に関する協定書第2条により、下記のとおり、派遣を要請します。

記

派遣要請理由	外国人被災者等の支援のため
派遣希望日時	年 月 日 () 時 分
言語 派遣希望人数 派遣先	言語 人数 派遣先 語 人 () 語 人 () 語 人 () 語 人 ()
活動内容	派遣先における通訳、翻訳
備考	

12-2-43 豊川市と豊川市内郵便局との包括連携に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川市内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、安全・あんしんなまちづくりと市民サービスの一層の向上を図るため包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- （1）災害支援に関すること。
- （2）廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。
- （3）道路の損傷等の情報提供に関すること。
- （4）豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる協力事項の具体的な実施方法は、別紙のとおりとする。

（秘密の保持）

第5条 甲と乙は、本協定により知り得た個人情報及びその他の情報を自己の業務のために使用しないものとし、その情報を他に漏らさないものとする。

（相互連携）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年11月15日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
市長 山 脇 実

乙 豊川市諏訪一丁目57番地
日本郵便株式会社 豊川郵便局
郵便局長 高 賀 直 也

(別紙)

第4条(協力方法等)に関する事項

(1) 災害支援に関すること。

(目的)

1 甲と乙は、豊川市内に地震、風水害その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

2 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

3 甲及び乙は、豊川市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

4 甲及び乙は、協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

5 協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。負担すべ

き金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

- 6 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加協力)

- 7 乙は、業務に支障のない範囲で、甲の行う総合防災訓練等に参加し、かつ、協力するものとする。

(情報の交換)

- 8 甲及び乙は、それぞれが策定した防災のための計画の状況、支援又は協力の要請事項の内容に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

- 9 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
豊川市企画部防災対策課

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

自治体用

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、**災害支援に関する業務**のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 豊川市 企画部 防災対策課 電話:0533-89-2194

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

郵便局用

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 豊川郵便局 電話：0533-86-2711

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(2) 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、市内を常に清潔な状態に維持し市民の生活の安全と地域社会における環境整備を目指すこととする。

(定義)

- 2 「不法投棄」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に反して、定められた処分場以外に廃棄物を投棄することをいう。

(情報提供の内容等)

- 3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、全ての公道（国道、県道及び市道）並びに沿線周辺において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合は、様式1「廃棄物の不法投棄等のお知らせ」により甲へ情報提供する。ただし、乙が緊急を要すると判断した場合は、電話等により連絡するものとする。

(情報提供の範囲)

- 4 乙の社員が通常の業務遂行の際に、道路等における不法投棄と思われる場合及び不法投棄の現場を発見した場合とする。

(情報提供の方法)

- 5 3に定める情報提供は、別紙「廃棄物の不法投棄等のお知らせ」で甲の清掃事業課清掃工場へファクシミリ（87-4013）により行うこととする。ただし、乙において緊急を要すると判断した場合は、甲の清掃事業課清掃工場へ電話（87-4010）で連絡する。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
豊川市環境部清掃事業課

(様式1)

廃棄物の不法投棄等のお知らせ

廃棄物の不法投棄等の内容（該当する項目を○で囲む）	
緊 急 性	有 ・ 普通
廃棄物の内容 及び廃棄量	家電4品目：エアコン ・ テレビ ・ 冷蔵庫 ・ 洗濯機 （ ） 家具類 （ ） 車両・バイク （ ） その他 （ ） ※廃棄されている品名・数量を記載
発 生 場 所	
付 近 の 略 図	
情 報 提 供 者	郵便局（電 話： ） （F A X： ） （氏 名： ）
連 絡 先	豊川市役所 環境部清掃事業課 清掃工場 T E L：0533-87-4010 F A X：0533-87-4013

(3) 道路の損傷等の通報に関すること

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、市民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

(対象道路)

- 2 対象とする道路は、豊川市の市域内に存する全ての公道（国・県・市道等）とする。ただし、甲の管理に属さないことが明らかなものを除く。

(通報内容)

- 3 乙は、甲に対して知り得た次に掲げる事項で、そのまま放置すれば事故の発生等道路の通行の安全を損なうおそれのあるものを、業務に支障のない範囲内で、通報するものとする。
 - (1) 道路の陥没、亀裂、穴ぼこ、段差等の発生による路面の不全
 - (2) 橋、トンネル、側溝蓋、マンホールの不全
 - (3) ガードレール、防護柵又は橋梁の欄干若しくは手すりの不全
 - (4) 道路照明施設、カーブミラー、標識又は街路樹の不全
 - (5) 工事箇所における安全対策の不備
 - (6) 物件等の散乱による通行阻害
 - (7) その他

(通報方法)

- 4 3に定める通報は、乙において緊急性の可否を判断し、緊急の場合は、業務に支障のない範囲で電話通報（道路維持課 0533-89-2142）する。緊急を要しないものは、文書又はファクシミリ等でも行えるものとする。

(対応措置)

- 5 甲は、4による通報を受けたときは、速やかに現地調査等を行い、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるものとする。

また、甲は、甲の管理に属さない道路に関し4の通報を受けたときは、当該道路の管理者に通報内容を連絡するものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による通報をした場合及び通報を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(事後措置)

- 7 甲は、措置状況を一定期間毎にとりまとめ、乙に通知することとする。

(担当部署)

- 8 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。

豊川市建設部道路維持課

(参考様式)

道路情報提供報告書

補修の緊急性		有 ・ 普通
補修箇所等	道路の破損	陥没・穴ぼこ・凸凹・深い水たまり・その他（ ）
	側溝	蓋の破損・すき間・その他（ ）
	防護柵	倒壊の危機・破損・その他（ ）
	道路反射鏡	倒壊・傾き・ミラーの破損・角度調整・その他（ ）
	道路標識	倒壊・文字が見えない・その他（ ）
	街路樹	倒木・枝が通行に支障・その他（ ）
	その他	（ ）
発生場所	豊川市 町 付近（ 地区）	
付近の略図		
情報提供者	郵便局（電話： ） （FAX： ） （氏名： ）	
処理結果	処理予定・対処済・連絡済・保留・その他（ ）	
連絡先	豊川市役所 建設部 道路維持課 TEL 0533-89-2142 FAX 0533-89-2171	

(4) 豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は協力し、豊川市内のおおむね65歳以上の高齢者への見守りを行うことにより、高齢者の安心・安全な生活を支援し、地域福祉の向上に寄与することを目指すこととする。

(活動地域)

- 2 この事項の活動の対象となる地域は、豊川市内で乙が通常に業務を行う地域とする。

(協力事項)

- 3 乙は、豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業（以下、「事業」という。）の主旨に賛同し、自らの日常業務において業務に支障のない範囲で事業推進に協力するものとする。

(通報)

- 4 乙は、市内において自らの業務を行う際に高齢者の異変に気付いたときは、速やかに異変の内容や必要な情報を甲に通報するものとする。ただし、緊急時必要に応じ、直接、警察署又は消防署へ通報するものとする。

(対応)

- 5 甲は、乙の協力事項による通報があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
豊川市福祉部介護高齢課

(参考様式)

あて先 豊川市福祉部介護高齢課 **【FAX 0533-89- 2137 TEL 0533-89-2105】**

電話の場合は「地域見守り活動記載欄」の項目に基づき、内容をお伝えください。

地域見守り活動連絡票

地域見守り活動記載欄	連絡日時	年 月 日 ()		
		午前・午後 時 分		
	連絡者	郵便局名		
		連絡者氏名		
		電話番号	- -	
	異変の状況	異変発見日時	年 月 日 ()	
			午前・午後 時 分	
		対象者氏名		
		住所	豊川市	
		電話番号	- -	
異変の状況		<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたまままになっている <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない <input type="checkbox"/> 急にやせてきた <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる <input type="checkbox"/> その他()		
豊川市記載欄	対応日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	対応者氏名			
	対応状況			

(別表)

豊川市内郵便局一覧

郵便局名	住所
豊川郵便局	愛知県豊川市諏訪1-57
御油郵便局	愛知県豊川市御油町美世賜185-3
豊川代田郵便局	愛知県豊川市代田町1-60-3
小坂井郵便局	愛知県豊川市小坂井町門並40-2
豊川牛久保郵便局	愛知県豊川市牛久保町常盤12
御津郵便局	愛知県豊川市御津町西方源農62
豊川国府郵便局	愛知県豊川市国府町上坊入2-1
三河一宮郵便局	愛知県豊川市一宮町社53
東上郵便局	愛知県豊川市東上町東京寺119-1・118-3
三河金沢郵便局	愛知県豊川市金沢町丸海道24-1
音羽郵便局	愛知県豊川市赤坂町紅里74
豊川金屋郵便局	愛知県豊川市金屋本町4-13
豊川市田郵便局	愛知県豊川市市田町山鳥38-1
豊川南大通郵便局	愛知県豊川市南大通3-41
豊川駅前郵便局	愛知県豊川市豊川栄町17
西小坂井郵便局	愛知県豊川市伊奈町縫殿26-95
豊川桜木通郵便局	愛知県豊川市桜木通3-11
豊川桜町郵便局	愛知県豊川市桜町3-1-6
豊川三蔵子郵便局	愛知県豊川市本野町北浦136-2
豊川和通郵便局	愛知県豊川市東名町1-32
御津広石郵便局	愛知県豊川市御津町広石船津189-2

12-2-44 災害時におけるドローンを活用した情報収集活動等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と「DJI JAPAN 株式会社」（以下「乙」という。）とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるドローンを活用した情報収集活動等（以下「情報収集活動等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑に情報収集活動等できる体制を確立することを目的とする。

（災害時の支援要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集活動等の支援を必要とするときは、支援に関し必要な事項を明示した文書により、乙に対して要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（支援の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 機器の貸し出し
- (2) ドローンの運用に係る技術的支援及び助言
- (3) その他情報収集活動等に関し必要と認める支援

2 前項の支援内容は、甲及び乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲の要請事項を実施する。

（平常時の活動）

第5条 甲及び乙は、ドローンの運用に関し、平常時から協力して検討を行うものとする。

2 乙は、前項の検討に当たり、甲から機器の貸し出し等について要請があったときには、可能な範囲で協力するものとする。

（費用）

第6条 乙が第3条第1項に基づく支援に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、支援終了後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれかから協定解消の申出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月13日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

東京都港区港南1-2-70

品川シーズンテラス11F

乙 DJI JAPAN 株式会社

代表取締役 呉 韜

12-2-45 災害時における物資の調達に関する協定

豊川市(以下「甲」という。)と株式会社エーコープあいち(以下「乙」という。)とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に必要な食料、飲料水及び生活必需品等(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、市内4か所にあるAコープより迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

(協力要請対象の店舗)

第2条 甲が乙に物資の調達を要請する店舗は、次に掲げる店舗とする。

- (1) Aコープ中部店
- (2) Aコープ一宮店
- (3) 産直ひろば御津
- (4) Aコープ小坂井店

(災害時の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(協力の実施及び状況報告)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するとともに、当該実施状況を文書又は口頭により甲に報告するものとする。

(物資の運搬)

第6条 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡しは、第2条各号に掲げる店舗の敷地内において行うものとし、甲は職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。ただし、当該敷地内における引渡しができないときは、甲乙協議のうえ決定した場所で引渡しを行うものとする。

(提供報告)

第8条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が提供した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議のうえ決定するものとする。

(在庫情報の報告)

第10条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して品目、数量等の物資の在庫状況に関する報告を求めることができる。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成30年3月2日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 安城市今本町東向山6-1
株式会社エーコープあいち
代表取締役 鈴木 康 嗣

別表(第4条関係)

災害時に必要な物資一覧

物資の種類	品名
主食	米、パン、乾パン、粉ミルク
副食	漬物、佃煮、海苔、缶詰
調味料	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖
飲料水	水、ジュース、牛乳、茶
日用品	タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、バケツ、トイレ トペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、 電池、マッチ、ライター

様式第1号（第3条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

_____様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

（連絡担当者）

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

物資提供報告書

年 月 日

豊川市長 殿

店舗名 _____

代表者名 _____

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

(担当者)

物資納入者名

物資受取者名

12-2-46 災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）及び中部ガス株式会社豊橋支店（以下「乙」という。）は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生した場合における災害復旧用オープンスペースの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生した場合に災害復旧用オープンスペースを乙が使用するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害復旧用オープンスペースとは、別表に定める甲の所有する土地をいう。

（災害復旧用オープンスペースの使用）

第3条 乙は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生したときは、災害復旧のための活動場所又は資機材置場として災害復旧用オープンスペースを無償で使用することができる。

2 乙は、前項の規定により災害復旧用オープンスペースを使用しようとするときは、書面により甲に使用の申請を行うものとする。ただし、書面による申請が困難な緊急の事情があるときは、口頭、電話、ファクシミリ又はデジタル移動系防災行政無線により使用の申請をすることができる。

3 乙は、前項ただし書の規定により申請をしたときは、同ただし書の事情が消滅した後速やかに申請に係る書面を甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙から第2項の規定による使用の申請があったときは、災害復旧用オープンスペースの使用を許可するものとする。ただし、甲又は他の公共団体等の災害復旧活動で当該災害復旧用オープンスペースを使用する必要がある等特別の事情があるときは、当該災害復旧用オープンスペースの使用範囲、使用方法等に条件を付して許可し、又は許可しないことができる。

（施設の使用）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペース内にある別表に定める甲の施設を使用しようとするときは、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項の許可をしたときは、当該許可に係る施設の鍵を乙に貸与するものとする。

3 乙は、前項の施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設の鍵を甲に返却しなければならない。

(特別の設備等)

第5条 乙は、災害復旧用オープンスペースに事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、仮設住宅等その他の特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

2 前項の特別の設備の設置は、乙の責任及び負担においてするものとする。

(原状回復の義務)

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用が終わったときは、乙の責任及び負担において、速やかに原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの施設等を毀損等したときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年5月23日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

豊橋神野新田町字テノ割1番地

乙 中部ガス株式会社 豊橋支店

支店長 山 田 佳 弘

別表（第2条、第4条関係）

施設名称等	位置	面積	所管部署	備考
豊川公園の一部	豊川市諏訪1丁目、諏訪3丁目及び金屋西町3丁目地内	40,000 m ²	豊川市建設部 公園緑地課	広域避難場所
豊川市音羽運動公園の一部	豊川市萩町口猿田地内	19,100 m ²	豊川市教育委員会スポーツ課	地区活動拠点 避難地
南山グラウンドの一部	豊川市伊奈町南山新田地内	20,925 m ²	豊川市建設部 公園緑地課	地区活動拠点 避難地

12-2-47 非常時における連絡体制等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及びサーラエナジー株式会社東三河支社（以下「乙」という。）は、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑な災害対応に資するため、相互の連絡体制の構築等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が、非常時において、災害に関する各種情報（以下「災害情報」という。）を収集し、相互に提供するための連絡体制等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「非常時」とは、甲にあっては別表第1に定める体制にあるときを、乙にあっては別表第2に定める体制にあるときをいう。

（災害情報の収集及び提供）

第3条 甲は、非常時においては、次に掲げる災害情報を収集し、乙に提供するものとする。

- (1) 河川の決壊、冠水、土砂崩れ等による通行止め及び避難情報に関する情報
- (2) 避難所又は救護所の開設若しくは閉鎖に関する情報
- (3) 津波に関する情報
- (4) 前3号に掲げる情報のほか必要と認める災害情報

2 乙は、非常時においては、次に掲げる災害情報を収集し、甲に提供するものとする。

- (1) 広域的なガスの供給停止に関する情報であって、次に掲げる事項に関するもの
 - ア ガスの供給が停止した時刻及び供給を再開するまでに要した時間
 - イ ガスの供給が停止した地域
 - ウ ガスの供給が停止した戸数
- (2) ガス漏れその他ガスの被害に関する情報

（連絡体制等）

第4条 災害情報の提供に係る甲及び乙の連絡先は、別表第3のとおりとする。

2 甲及び乙は、非常時の体制となったとき、又は当該体制を解除したときは、その旨を相手方にデジタル移動系防災行政無線等で連絡するものとする。

3 甲は、前条第1項各号に掲げる災害情報を乙に提供するときは、別紙1をデジタル移動系防災行政無線又はN T T回線を用いたファクシミリの送信により行うものとする。ただし、次に掲げる災害情報は、ホームページへの掲載、移動系防災行政無線による通信その他適切と認める方法によることができる。

(1) 河川の決壊、土砂崩れ等による避難情報に関する情報

(2) 避難所の開設又は閉鎖に関する情報

4 乙は、前条第2項各号に掲げる災害情報を甲に提供するときは、別紙2をデジタル移動系防災行政無線又はN T T回線を用いたファクシミリの送信により行うものとする。ただし、次に掲げる災害情報は、ホームページへの掲載その他の適切と認める方法によることができる。

(1) ガスの供給が停止した地域

(2) ガスの供給が停止した戸数

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、災害の状況により必要と認めるときは、甲と協議のうえ、乙の従業員を甲に派遣し、災害情報の相互の提供に係る任務に従事させるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2021年3月31日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 竹本 幸夫

豊橋市神野新田町字テノ割1番地

乙 サーエナジー株式会社 東三河支社

支社長 山田 佳弘

別表第1 甲における非常時の体制（第2条関係）

種別	状況	配備内容
準備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊川市に大雨警報（浸水害）が発表されたとき 2 豊川の水位観測所である石田又は当古の水位が、水防団待機水位に達したとき 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 	<p>関係部局の職員が情報の収集活動等を実施する体制とする。</p>
災害対策本部設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨警報（土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川及び豊川放水路の水位観測所である石田、当古又は放水路第1の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 音羽川又は佐奈川において、水防団待機水位に達したとき 4 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 5 豊川市で震度4以上の地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 	<p>災害対策本部を設置し、収集した情報を確認し、速やかな対策が実施できる体制とする。</p>
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表され、被害の発生が予想されるとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川及び豊川放水路の水位観測所である石田、当古又は放水路第1の水位が氾濫注意水位に達し、災害発生のおそれがあるとき 3 音羽川又は佐奈川において、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき 4 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 5 豊川市で震度4以上の地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 7 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき 	<p>小規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したときに、関連する部課の所要の組織による活動体制を整備し、情報の収集及び伝達を実施するとともに、相互に連絡を行い、状況によっては直ちに第2非常配備体制に移行する。</p>
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表され、被害が発生したとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川又は豊川放水路氾濫警戒情報が発表されたとき 3 豊川市に次の各特別警報が1つ以上発表されたとき (1) 暴風特別警報 (2) 大雨特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 4 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 5 豊川市で震度5弱以上の地震が発生したとき 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき 	<p>相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生したときで所掌する対策活動に支障のない人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えるものとし、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。</p>
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるときに、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 豊川市で震度5強以上の地震が発生したとき 3 その他市内に予想されない重大な被害が発生したとき 	<p>大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したときに本部の全組織による活動体制を整備する。</p>

別表第2 乙における非常時の体制（第2条関係）

非常体制の区分	非常事態の情勢
非常災害待機体制	大雨、洪水、暴風等の各種警報が発令され又は大火災が発生するなど、ガス施設等又は多数の需要家に大きな被害が予想される場合
第1次非常体制	災害が軽微若しくは局部的に発生した場合又はそのおそれのある場合
第2次非常体制	第1次非常体制では対処できない災害若しくは災害区域が中程度の規模の限定された地域におよぼした場合又はそのおそれのある場合
第3次非常体制	第2次非常体制では対処できない災害、重大事故若しくは広域にわたる災害が発生した場合又はそのおそれのある場合
警戒組織体制	「東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等」が発表された場合 (第3次非常体制の要員を基準とする。)

※ 乙の「非常災害対策規程」「地震防災応急対策措置要領」による。

別表第3（第4条関係）

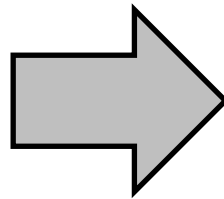
	平常時（非常時の体制前）		非常時の体制中
	平日（平常時）	夜間休日	
豊川市	<p>【防災対策課】</p> <p>(TEL) 0533-89-2194</p> <p>(NTT回線FAX) 0533-89-2655</p> <p>(デジタル移動系防災行政無線) 無線：100 FAX：8099**1570</p>	<p>【防災対策課】</p> <p>(TEL) 課職員携帯電話 別途周知</p>	<p>【防災対策課】</p> <p>(TEL) 0533-89-2194</p> <p>(NTT回線FAX) 0533-89-2655</p> <p>(デジタル移動系防災行政無線) 無線：100 FAX：8099**1570</p>
サーラエナジー 東三河支社	<p>【サーラプラザ豊川】</p> <p>(TEL) ① 代表電話 0533-86-4151</p> <p>② その他衛星携帯電話等 別途周知</p> <p>(NTT回線FAX) 0533-89-1784</p> <p>(デジタル移動系防災行政無線) 無線：406 FAX：8406</p> <p>※ サーラプラザ豊川に 配備している。</p>	<p>【サーラプラザ豊川 宿日直体制】</p> <p>(TEL) ① 宿直携帯電話 080-2616-1354 ※ サーラプラザ豊 川の代表電話は、 夜間休日は神野 新田の宿日直へ 転送される。</p> <p>② その他衛星携帯電話等 別途周知</p> <p>(NTT回線FAX) 0533-89-1784</p> <p>(デジタル移動系防災行政無線) 無線：406 FAX：8406</p> <p>※ サーラプラザ豊川に 配備している。</p>	<p>【サーラエナジー東 三河地区対策本部】</p> <p>(TEL) ① 保安グループ 0532-32-5516</p> <p>② その他衛星携帯電話等 別途周知</p> <p>(NTT回線FAX) 0532-32-3701（防災 室）</p> <p>(デジタル移動系防災行政無線) 無線：406 FAX：8406</p> <p>※ サーラプラザ豊川に 配備している。</p>

別紙 1 (第 4 条関係)

災 害 情 報

< F A X 送信票 >

**豊川市企画部
防災対策課**



**サーラエナジー(株)
東三河地区
対策本部**

(発信者) _____
年 月 日 時 分現在

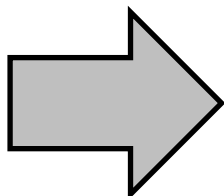
発生時間	
発生場所	
【内容】 道路関係 河川関係 土砂災害関係 避難関係 その他	

サーラエナジー(株)東三河地区対策本部 F A X 番号 0 5 3 2 - 3 2 - 3 7 0 1
サーラプラザ豊川 移動系 F A X F A X 番号 8 4 0 6

供給停止情報

< F A X 送信票 >

サーラエナジー(株)
東三河地区
対策本部



豊川市企画部
防災対策課

(発信者) _____
年 月 日 時 分現在

	内 容	報道発表
発生時間		可・不可
停止場所		可・不可
停止戸数		可・不可
停止復旧予定時間		可・不可
その他		

防災対策課 移動系 F A X 8 0 9 9 * * 1 5 7 0
F A X 番号 0 5 3 3 - 8 9 - 2 6 5 5

12-2-48 災害時における食糧物資の供給に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とトアス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難者等（以下「被災者等」という。）を支援するために必要となる食糧物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、被災者等の生活の安定を図るため、食糧物資の供給等を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（食糧物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、食糧物資を調達する必要があるときは、乙に対して、食糧物資の提供及び運搬等についての協力を要請することができる。

- (1) 甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 甲の区域外での災害について、関係自治体等から、食糧物資の調達若しくはあつせんを要請されたとき、又は救援の必要があると認めたとき。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、これに協力しなければならない。

（要請手続）

第4条 前条第1項の協力の要請は、物資提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(食糧物資の引渡し)

第5条 食糧物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、引渡場所までの食糧物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、食糧物資を確認したうえで、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、食糧物資の引渡しを終了したときは、遅滞なく、物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙が甲に引き渡した食糧物資及びその運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用(運搬に係る費用については、乙又は乙の指定する者による運搬に係るものに限る。)について、乙からの請求に基づき、乙に支払うものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づいた災害時における食糧物資の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡先確認書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡責任者等に変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面によ

る申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成30年12月21日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市大崎町宮の坪58番地

トーアス株式会社

代表取締役 岡 本 英 次

別表

食糧物資一覧

物資の種類	品名
主食	玄米ごはん缶詰 等
副食	コトコト野菜缶詰、スイーツ缶詰 カップケーキ缶詰、だいず缶詰 ひじき缶詰、ミックスビーンズ缶詰 スイートコーン缶詰 等

様式第1号（第4条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

トーアス株式会社 様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

様式第2号（第5条関係）

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

トーアス株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

(担当者)

物資納入者名

物資受取者名

連絡先確認書

【貴社・団体名： 】

1 連絡担当者

担当部	
担当者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

【豊川市】

1 連絡担当者

担当部課名	
担当者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社タカラ・エムシー（以下「乙」という。）とは、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に必要な食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、市内にある店舗より迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

（協力要請対象の店舗）

第2条 甲が乙に物資の調達を要請する店舗は、フードマーケット マム豊川店とする。

（災害時の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施及び状況報告）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するとともに、当該実施状況を文書又は口頭により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡しは、第2条の店舗の敷地内において行うものとし、甲は職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。ただし、当該敷地内におけ

る引渡しができないときは、甲乙協議のうえ決定した場所で引渡しを行うものとする。

(提供報告)

第8条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が提供した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議のうえ決定するものとする。

(在庫情報の報告)

第10条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して品目、数量等の物資の在庫状況に関する報告を求めることができる。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成31年1月23日

甲 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
豊川市長 山脇 実

乙 静岡県静岡市駿河区小鹿三丁目1番地58
株式会社タカラ・エムシー
代表取締役社長 上野 拓

別表(第4条関係)

災害時に必要な物資一覧

物資の種類	品名
主食	米、パン、乾パン、即席めん(カップ・袋)
副食	漬物、佃煮、海苔、缶詰
調味料	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖
飲料水	水、ジュース、牛乳、茶
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品

様式第1号（第3条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

（連絡担当者）

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

物資提供報告書

年 月 日

豊川市長 殿

代表者名

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

（担当者）

物資納入者名

物資受取者名

12-2-50 災害時における食糧物資の供給に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）と天狗缶詰株式会社三河工場（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難者等（以下「被災者等」という。）を支援するために必要となる食糧物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、被災者等の生活の安定を図るため、食糧物資の供給等を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（食糧物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、食糧物資を調達する必要があるときは、乙に対して、食糧物資の提供及び運搬等についての協力を要請することができる。

- （1） 甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） 甲の区域外での災害について、関係自治体等から、食糧物資の調達若しくはあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があると認めたとき。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、これに協力することとする。

(要請手続)

第4条 前条第1項の協力の要請は、物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(食糧物資の引渡し)

第5条 食糧物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、引渡場所までの食糧物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、食糧物資を確認したうえで、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、食糧物資の引渡しを終了したときは、遅滞なく、物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙が甲に引き渡した食糧物資及びその運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用(運搬に係る費用については、乙又は乙の指定する者による運搬に係るものに限る。)について、乙からの請求に基づき、乙に支払うものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づいた災害時における食糧物資の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡先確認書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡責任者等に変更があったときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成31年2月15日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山脇 実

乙 豊川市御津町佐脇浜二号地1-17
天狗缶詰株式会社 三河工場
工場長 吉田 幸児

別表

食糧物資一覧

物資の種類	品名
主食	うずら卵（水煮、味付け）缶詰及び袋詰、 おでん缶詰 等
副食	フルーツ系缶詰、味付けしいたけ袋詰め 等

様式第1号（第4条関係）

物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

天狗缶詰株式会社 様

豊川市長

下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

様式第2号（第5条関係）

物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 殿

天狗缶詰株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

(担当者)

物資納入者名

物資受取者名

連絡先確認書

【貴社・団体名：天狗缶詰(株)三河工場】

1 連絡担当者

担当部	
担当者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

【豊川市】

1 連絡担当者

担当部課名	
担当者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

12-2-51 災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と東三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水（飲料水を除く。以下同じ。）の確保及び消火活動支援の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市全域において、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、次条に定める支援業務について、甲が乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（支援業務）

第2条 甲からの要請により乙が行う支援業務（以下「支援業務」という。）は、乙の組合員が保有する大量の水及びミキサー車を活用した以下のものとする。

- (1) 生活用水の提供
- (2) 消防用水の輸送及び供給

（協力要請及び手続）

第3条 支援業務の実施の要請及びこれに対する承諾は、書面又は電話等により行うものとする。

2 乙は、支援業務の実施を承諾したときは、速やかに現場責任者を定め、その者の氏名及び連絡先を甲に書面又は電話等により報告するものとする。

（支援業務の報告）

第4条 乙は、支援業務を実施したときは、作業開始時間、作業終了時間、支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第5条 支援業務に要した費用は、甲乙協議の上、その負担割合を定める。

2 前項の規定により負担割合を定めたときは、甲は速やかにその負担分を支払うものとする。

（訓練の実施）

第6条 支援業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議の上、訓練を実施するものとする。

(補償)

第7条 乙の実施する支援業務に従事した者が、当該支援業務に起因して負傷し、疾病や障がいを負い、又は死亡した場合には、乙に所属する関係会社が加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、実施した支援業務が豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年豊川市条例第31号）による損害補償の対象となる場合は、甲がこれを補償する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、有効期間は有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議解決)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

以上、この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月28日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市長 山脇 実

乙 豊橋市馬見塚町175番地
東三河生コンクリート協同組合

理事長 大野 悦男

要 請 書

年 月 日

様

豊川市長

災害時における生活水の確保及び消火活動支援に関する協定書に基づき次のとおり支援業務の実施を要請します。

業 務	作業場所	作業内容	備 考

承 諾 書

年 月 日付けの要請書により次のとおり支援業務の実施を承諾します。

業 務	作業場所	従 事 職員数	車両 台数	現場責任者	連絡先

年 月 日

報告者

報 告 書

年 月 日付けの要請書により次のとおり支援業務を実施したことを報告します。

業 務	作業場所	従 事 職員数	車両 台数	作業開始 時 間	作業終了 時 間

年 月 日

報告者

12-2-52 災害時における退避施設利用に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とサーラE&L東三河株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における滞留旅客等の帰宅困難者（以下「帰宅困難者等」という。）への支援を行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、帰宅困難者等の安全を図るために実施する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し次に掲げる支援を要請することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者等に対する別表に定める受入施設、提供施設及び救援物資等の提供
- (2) その他帰宅困難者等の安全を図るために必要な支援

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な限り、これに協力するものとする。

（要請及び報告手続）

第3条 前条第1項の要請は、支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、支援要請書により行ういとまがないときは、電話その他の方法により行うことができるものとし、事後、速やかに支援要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき支援したときは、速やかに支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の要請に基づく支援により発生した費用（受入施設等の使用料は、除く。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用について、乙からの請求に基づき、これを支
払うものとする。

(連絡先等)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく災害時等における支援を円滑に行うた
め、甲乙双方の連絡責任者等を連絡先確認書(様式第3号)により相互に通
知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに相手方
に通知しなければならない。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、
その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和2年3月31日ま
でとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による
申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の
うえ各1通を保有するものとする。

令和2年1月29日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 豊橋市白河町100番地
サーラE&L東三河株式会社
代表取締役社長 山田佳弘

別表（第2条関係）

帰宅困難者の受入施設、提供施設及び救援物資等一覧

区分	名 称
場所	豊川市豊川町知通63番1
名称	サーラプラザ豊川
受入施設	災害時等において、サーラプラザ豊川内に設置する帰宅困難者（100名相当）を受け入れるためのスペース
提供施設	マンホールトイレ3基
救援物資等	飲料 食料 調理器具 寝具 ヘルメット・雨具・軍手 その他

様式第1号（第3条関係）

支 援 要 請 書

年 月 日

サーラ E & L 東三河株式会社 様

豊川市長 氏 名

下記のとおり支援を要請します。

記

1 要請の内容

2 その他

様式第2号（第3条関係）

支 援 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

サーラE & L東三河株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり支援したので報告します。

記

1 支援の内容

2 その他

連絡先確認書

【貴社・団体名：サーラE&L東三河株式会社】

連絡責任者

担当部署	
責任者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

【豊川市】

連絡責任者

担当部署	
責任者職氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E - m a i l	

※人事異動などで記載事項に変更があった場合はその都度変更する。

12-2-53 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(甲の条例、規則等を含む。)に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹本 幸夫

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

12-2-54 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）とは、豊川市内に豊川市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（様式第1号）により協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙は、その専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、次に掲げる相談業務を行うものとする。

(1) 労働保険関係の相談支援

ア 雇用保険（失業保険）の手続きの仕方、離職票の書き方等に関する相談等

イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

(2) 健康保険及び年金関係の相談支援

ア 健康保険証の再発行等健康保険に関する相談等

イ 遺族年金、障害年金等の手続きの仕方等年金に関する相談等

ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手続きの仕方等に関する相談等

(相談業務の実施体制)

第4条 乙は、甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は、実施体制に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して、速やかに協力実施報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 甲は、前項の報告書が提出された場合、速やかに乙が実施した相談業務の内容について確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 相談業務に係る経費は、原則として無償とする。ただし、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の補償)

第7条 相談業務において、甲の責めに帰すべき事由によらず乙又は乙が派遣した者に損害が生じた場合の損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

2 甲乙間において令和2年6月24日付けで締結した「大規模災害時におけ

る労働・社会保険等の相談に関する覚書」は、本協定締結をもって失効するものとする。

令和3年4月27日

愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

豊川市長 竹本幸夫

愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号

乙 愛知県社会保険労務士会

会長 杉田貴信

様式第1号（第2条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

愛知県社会保険労務士会

会長

様

豊川市長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

様式第2号（第5条関係）

協 力 実 施 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

愛知県社会保険労務士会

会長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第5条第1項に基づき、次のとおり報告します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
相 談 業 務 内 容	
従 事 者 氏 名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

12-2-55 災害時における相互協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が豊川市内で発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲及び乙間の相互協力に関する必要な事項を定め、災害時の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（災害発生時の連絡態勢の確立）

第2条 甲及び乙は、豊川市内における災害時には別に定めるところにより連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえで決定するものとする。

（施設の電力復旧）

第3条 乙は、豊川市内において停電が発生したときは、電力復旧が迅速に必要なとなる甲の施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行う。

2 前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲及び乙の両者間で協議のうえで決定するものとする。

（停電情報の共有）

第4条 乙は、甲乙協議のうえで指定した施設の停電情報を可能な限り甲に提供するものとする。

2 乙は、甲から停電情報に関する情報連絡要員の派遣要請を受けた場合は可能な限り要員を甲へ派遣するものとする。

(停電情報の広報)

第5条 乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

(道路の啓開)

第6条 甲は、乙の電力復旧活動に必要な道路通行のため、倒木処理、飛来物除去、土砂・積雪除去など道路の啓開処理を可能な限り行う。この場合において、甲は、乙から道路の啓開処理作業の実施が可能である旨の連絡があった場合は、書面（別紙1）による事前協議のうえ、当該作業の実施を乙に依頼することができるものとする。

2 前項の規定に基づき、甲が乙に道路の啓開処理作業を依頼する場合は、書面（別紙2）で行うものとする。

3 第1項及び前項において、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに書面での依頼手続きを行うものとする。

4 第2項の規定に基づき、乙が甲により依頼された道路の啓開処理作業に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

(電力供給施設に関する緊急伐採)

第7条 乙は、災害時に電力供給に支障をきたし、又は支障をきたすおそれのある甲の所有する樹木の伐採を緊急的に実施することができる。ただし、緊急的な伐採は必要最低限にとどめるものとする。

(災害発生時における災害復旧用オープンスペースの提供)

第8条 乙は、災害時の復旧活動のための活動場所又は資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び施設について、提供を受けることができるものとする。

2 災害復旧用オープンスペースの使用申請・使用方法は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定するものとする。

(定期的な情報交換の実施)

第9条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を円滑に実施するため、定期的な情報交換を年1回以上実施するものとする。

(情報管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合は、この限りではない。

(安全管理)

第11条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第12条 損害賠償は、次に掲げるとおりとする。なお、各号に該当しない補償は、甲及び乙が協議のうえで解決にあたる

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の物品を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対して損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が損害賠償を行う。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第14条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次のとおりとする。

甲：豊川市役所 企画部 防災対策課

乙：中部電力パワーグリッド株式会社 豊川営業所 契約サービス課

(疑義等の解決)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえに必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第16条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

2 甲乙間において平成26年12月24日付けで締結した「非常時における連絡体制等に関する協定書」及び「災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書」は、本協定書締結をもって失効するものとする。

令和2年8月20日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 豊川市諏訪四丁目178番地
中部電力パワーグリッド株式会社
豊川営業所長 中村光

豊川市長 殿

中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所長

道路啓開処置のお願い（事前協議 No. ）

【 年 月 日 時 分時点】

停電の復旧活動に必要となる道路通行ができないため、貴市が管轄する道路について啓開処置をお願いいたします。

なお、「中電除去」欄の『可』については弊社での除去が可能です。弊社に除去作業を依頼する場合は書面で依頼をお願いいたします。

-340-

	復旧支障となっている道路等地点	現場状況	停電情報	中電除去	現場写真
				可・否	有・無

問い合わせ先 中部電力パワーグリッド株式会社 豊川営業所 契約サービス課 防災担当副長・担当
電話 (0533) 74-6998 / FAX (0533) 83-0851

別紙 2

中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所長 様

年 月 日

豊川市長

道路啓開処置について（事前協議結果）

【 年 月 日 時 分時点】

事前協議 No. (年 月 日) について、貴社に除去作業を依頼いたします。

○作業完了後、除去前後の写真を提出してください。

○除去に要した費用は、原則として豊川市が負担します。

問い合わせ先 豊川市企画部防災対策課
電話 (0533) 89-2194 / FAX (0533) 89-2655

12-2-56 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、豊川市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫措置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 地震、風水害等の災害発生時における消毒活動
- (2) 感染症発生時における消毒活動
- (3) その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動の要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動を従事するにあたり、適切な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、豊川市個人情報保護条例(平成16年豊川市条例第31号)の規定により、甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は環境課長、乙の連絡責任者は東三河地区ブロック長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹本幸夫

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会長 坂倉弘康

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会会長 様

豊川市長

防 疫 活 動 協 力 要 請 書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力要請します。

1 災害発生状況等

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

豊川市長 様

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

会 長

防 疫 活 動 実 施 報 告 書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

1 活動日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで

2 活動場所

3 活動内容

4 使用資材

5 備考

12-2-57 災害時における物資の調達に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、豊川市内に豊川市地域防災計画に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難者の生活支援に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立することを目的とする。

（災害時の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資の調達に関し必要な事項を明示した文書（様式第1号）により乙に対して調達を要請するものとする。ただし、甲は緊急を要する場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書（様式第1号）により要請内容を乙に通知するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の実施及び状況報告）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙は、甲の要請により必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を提供することができるものとする。

(提供報告)

第6条 乙は、物資の提供をしたときは、物資の提供に関し必要な事項を明示した文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告の内容により、災害発生前における適正価格を基準として、物資の運搬終了後に甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかからも協定解消の申出がないときは、有効期間の満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙で協議するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
中部薬品株式会社
代表取締役社長 高巢基彦

様式第1号

物資供給要請書

年 月 日

中部薬品株式会社 様

豊川市長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	運搬場所	備考

様式第2号

物資供給報告書

年 月 日

豊川市長様

中部薬品株式会社
代表取締役社長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、要請のありました物資の供給について、次のとおり報告します。

記

協力の内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

別表(第3条関係)

<p>食料品</p> <p>米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、レトルト食品、菓子類など</p>
<p>衣料</p> <p>毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシなど</p>
<p>日用品等</p> <p>雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹼、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、ごみ袋、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、マッチ・ライター、懐中電灯、ラジオ、乾電池、運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシートなど</p>
<p>医薬品及び医療用品</p> <p>一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏など</p> <p>※処方箋が必要な医薬品の供給については、医師からの要請に限る。</p>

12-2-58 災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及び株式会社Life Polish（以下「乙」という。）は、豊川市の区域内において豊川市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の設置する避難所の感染症対策のために必要な物資の提供及び消毒作業等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力し、災害時の避難所における感染症対策を迅速かつ円滑に実施することにより、避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所の感染症対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、感染症対策のために必要な物資の提供及び避難所の消毒作業等の実施について協力の要請をすることができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有するものとする。

(1) ナノソルCC

(2) ナノゾーンソリューション

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議により決定するもの

3 第1項の規定により乙が実施する避難所の消毒作業等は、ナノソルCC又はナノゾーンソリューションの散布及び塗布によるものとする。

4 乙は、前3項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これに応じるものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(物資の引渡し場所等)

第4条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

2 第2条の規定による消毒作業等については、甲が指定する日時に、甲が指定する避難所において行うものとする。この場合において、甲はその職員を消毒作業等に立ち合わせ、消毒作業等を実施する場所等の指示をさせるものとする。

(提供等の報告)

第5条 乙は、第2条の規定による物資の提供又は消毒作業等を行ったときは、協力業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用並びに消毒作業等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和3年10月12日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 豊川市南大通6丁目8番地
株式会社 Life Polish
代表取締役 松山昌伸

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

株式会社 Life Polish 様

豊川市長

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

物資

品名	規格	数量	運搬場所	備考

消毒作業

実施場所	住所	備考

様式第2号

協力業務報告書

年 月 日

豊川市長様

株式会社 Life Polish
代表取締役

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

12-2-59 災害時における相互連携に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、豊川市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時

共有するものとする。

(7) 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。

(8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 竹本 幸夫

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘

12-2-60 災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及びライブズクリエイイト株式会社（以下「乙」という。）は、豊川市の区域内において豊川市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の設置する避難所の感染症対策のために必要な物資の提供及び消毒作業等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力し、災害時の避難所における感染症対策を迅速かつ円滑に実施することにより、避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所の感染症対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、感染症対策のために必要な物資の提供及び避難所の消毒作業等の実施について協力の要請をすることができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有するものとする。

(1) ナノディフェンダーAg+

(2) 前号に掲げるもののほか、甲乙協議により決定するもの

3 第1項の規定により乙が実施する避難所の消毒作業等は、ナノディフェンダーAg+の散布及び塗布によるものとする。

4 乙は、前3項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これに応じるものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

(物資の引渡し場所等)

第4条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

2 第2条の規定による消毒作業等については、甲が指定する日時に、甲が指定する避難所において行うものとする。この場合において、甲はその職員を消毒作業等に立ち合わせ、消毒作業等を実施する場所等の指示をさせるものとする。

(提供等の報告)

第5条 乙は、第2条の規定による物資の提供又は消毒作業等を行ったときは、協力業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用並びに消毒作業等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和5年5月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和4年5月20日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 豊川市御油町炮六土18番の32
ライブズクリエイト株式会社
代表取締役 島津知哉

様式第1号

協力要請書

年 月 日

ライブズクリエイイト株式会社

様

豊川市長

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

物資

品名	規格	数量	運搬場所	備考

消毒作業

実施場所	住所	備考

様式第2号

協力業務報告書

年 月 日

豊川市長様

ライブズクリエイイト株式会社
代表取締役

災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
その他	

12-2-61 災害時における感染症対策のための物資の調達に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及び株式会社日本アグネス（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の設置する避難所の感染症対策の実施のために必要な物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力し、災害時の避難所における感染症対策の実施のために必要な物資を確保することにより、避難者の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所の感染症対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、感染症対策のために必要な物資の提供について協力を要請することができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、別表のとおりとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の規定による協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

（物資の引渡し場所等）

第4条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

（提供等の報告）

第5条 乙は、第2条の規定による物資の提供を行ったときは、協力業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第7条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和5年2月16日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本 幸夫

乙 豊川市小坂井町門並5番地1
株式会社 日本アグネス
代表取締役 佐々木 康好

別表（第2条関係）

医療用品

サージカルマスク、N95 マスク、プラスチックグローブ、ニトリル手袋、防御用ガウン、体温計、絆創膏、口腔ケアスポンジ、ガーゼ、パルスオキシメーター、マウスウォッシュ、除菌クロス

備考

- 1 この表に規定するもののほか、甲が乙に提供を希望するものがあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 第2条第2項の規定により乙が提供する物資は、甲から提供の要請があった際、現に乙が保有しているものに限る。

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

株式会社日本アグネス

様

豊川市長

災害時における感染症対策のための物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

物資

品 名	規 格	数 量	運 搬 場 所	備 考

様式第2号

協力業務報告書

年 月 日

豊川市長様

株式会社 日本アグネス
代表取締役

災害時における感染症対策のための物資の調達に関する協定書に基づき、要請のありました件について、次のとおり報告します。

記

協力内容	
協力期間	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
その他	

12-2-62 大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社（以下「丙」という。）は、甲と、乙が運営管理するイオンモール豊川（以下「本件施設」という。）及び丙が運営するイオンスタイル新豊川店による防災活動に関する協力について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、豊川市域で地震や水害等による大規模災害が発生した場合における、地域住民を含む被災者の救援救助に関する防災活動協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は大規模災害発生時、乙及び丙に対して、次に掲げる事項について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対して、一時避難場所、車両避難場所、駐車場、電気、水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗において、被災者に対して、甲からの情報、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙は、被災者に対して、食糧、生活必需品等の救援物資を可能な範囲で供給すること。

2 甲は、乙及び丙と協議し、前項に定めない事項についても協力を要請することができるものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲からの要請は、支援要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙又は丙は、甲からの要請に基づき支援したときは、速やかに支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（一時避難場所等の使用期間）

第4条 第2条第1項第1号に基づき乙及び丙が本件施設を一時避難場所及び車両避難場所として提供する期間は、一時避難場所及び車両避難場所として提供した日から7日間までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合、甲、

乙及び丙協議のうえ期間を延長することができるものとする。

- 2 甲は、協力要請の期間が終了したとき、又は協力要請の期間終了前であっても、乙若しくは丙からやむを得ない事情により本件施設を一時避難場所及び車両避難場所として提供することが困難となった旨の申し出があったときは、被災者及び避難車両を本件施設から退去させるものとする。

(管理、運営及び避難者への指導等)

第5条 甲は、可能な限り一時避難場所に職員を派遣し、避難場所の管理、運営、指導にあたるものとする。ただし甲の職員が到着するまでの間及び甲が職員を派遣することが困難な場合は、乙及び丙が甲に代わって管理、運営、避難者への指導を行うことができるものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 第2条第1項第3号に規定する食糧、生活必需品等の救援物資は、甲が指定する場所に丙が搬送するものとし、甲は職員を派遣し、当該物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、丙が運搬することが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び丙は、次の各号に定める経費を除き、本協定に基づいて甲からの協力要請に応じたことに対する対価は求めないものとする。

- (1) 被災者及び車両の避難にともない施設等に与えた損害の原状回復に要する費用。
 - (2) 第2条第1項第3号に規定する食糧、生活必需品等の救援物資の購入に要した費用とその運送料。
- 2 前項に定めるもののほか、第2条の規定に基づく協力の実施に要した経費の負担について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は令和5年4月4日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも書面による異議がないときは、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 本協定は、解約を希望する日の1か月前までに書面をもって通知することにより、解約することができる。

(守秘義務等)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方から秘密である旨を明示された情報をみだりに開示又は漏らしてはならない。本協定の終了後においても同様とする。

2 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た個人情報について、本協定の目的の範囲内で使用するものとし、他の目的に利用し、又は第三者に提供等してはならない。本協定の終了後においても同様とする。

(連絡体制等)

第10条 第1条に定める目的を達成するため、甲、乙及び丙は、本協定に関する連絡責任者を置くものとする。この場合において、連絡責任者には、甲においては危機管理監を、乙においてはイオンモール豊川ゼネラルマネージャーを、丙においてはイオンスタイル新豊川店長をそれぞれ充てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲、乙及び丙は、第1条に定める目的を達成するため、事前に連絡体制、連絡方法等について協議のうえ定めるものとし、本協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(疑義)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月4日

甲 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市長 竹本 幸夫

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

代表取締役社長 岩村 康次

丙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンリテール株式会社

代表取締役社長 井出 武美

様式第1号（第3条関係）

支 援 要 請 書

年 月 日

イオンモール（イオンリテール）株式会社 様

豊 川 市 長

下記のとおり支援を要請します。

記

1 要請の内容

2 その他

様式第2号（第3条関係）

支 援 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

イオンモール（イオンリテール）株式会社

年 月 日付けの要請について、下記のとおり支援したので報告します。

記

1 支援した内容

2 その他

12-2-63 災害時における物資の調達に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）及びひまわり農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に調達できる体制を確立することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、必要な物資の提供について協力を要請することができる。

2 前項の規定により乙が提供する物資は、別表のとおりとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第4条 第2条第1項の規定による協力の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに提出するものとする。

（物資の引渡し場所等）

第5条 第2条の規定による物資の提供については、甲の指定する日時及び場所において引渡しを行うものとする。

（提供等の報告）

第6条 乙は、第5条の規定による物資の提供を行ったときは、協力報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条の規定により乙が提供した物資及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和5年6月14日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市

豊川市長 竹本 幸夫

乙 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
ひまわり農業協同組合

代表理事組合長 権田 晃範

別表（第2条関係）

物資の種類	品名
主食	米、カップ麺、乾麺、弁当*、パン*、おにぎり*
主菜	大豆、卵、総菜*、肉*、魚*
副菜	野菜、乾物、漬物*
調味料	味噌、しお、砂糖、油、ドレッシング
飲料水	ミネラルウォーター、お茶

*の付いたものは要冷蔵品につき、施設の電気供給の状態により提供する

備考

- 1 この表に規定するもののほか、甲が乙に提供を希望するものがあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 第2条第2項の規定により乙が提供する物資は、甲から提供の要請があった際、現に乙が保有しているもののほか、乙が乙の組合員から調達したものに限る。

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日

ひまわり農業協同組合
代表理事組合長

様

豊川市長

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所属 :

氏名 :

住所 :

電話 :

FAX :

Mail :

様式第2号

協力報告書

年 月 日

豊川市長 殿

ひまわり農業協同組合

店 舗 名 _____

代表者名 _____

年 月 日付けの災害時における物資の調達に関する協定書に基づいた要請について、下記のとおり物資を提供したので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

(担当者)

物資納入者

所属： _____

氏名： _____

物資受取者

所属： _____

氏名： _____

12-2-64 災害時における応急対策業務に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とトヨコンロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務のため、物資の輸送等を必要とするときは、乙に対して、物資の輸送等を要請するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する場所への飲料水、生活必需品等の輸送
- (2) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により又は直接乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じて相互に情報の交換を行うものとする。

（輸送の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の輸送が困難なときは、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で、乙からの請求に基づいて支払うものとする。

（損害賠償等）

第9条 応急対策業務中、乙の所有する車両等が破損したときは、甲がその損害を負担する。ただし、保険金などその損害を補填するものがあるときは、これを控除し、損害を負担するものとする。

2 応急対策業務中、乙が第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担する。ただし、保険金などその損害を補填するものがあるときは、これを控除し、損害を負

担するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生が乙の故意又は重大な過失によるときは、乙の負担とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 額田郡幸田町大字高力字為永10番地
トヨコンロジスティクス株式会社
代表取締役社長 久田真司

応急対策業務要請書

年 月 日

トヨコンロジスティクス株式会社 様

豊 川 市 長

災害時における応急対策業務に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

要請番号	— (要請元課名) (要請元課内の通し番号)
連絡責任者	課 氏名 電話 —
いつ	年 月 日
なにを	
どれだけ	
どこから	
どこまで	
備考	

※輸送業務に携わるときは、この要請書の写しを携行してください。

応急対策業務報告書

年 月 日

豊川市長 殿

トヨコンロジスティクス株式会社

災害時における応急対策業務に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

年 月 日 措置分

要請番号	なにを	どれだけ	どこから	どこまで	車種	輸送距離	備考
—						km	
—						km	
—						km	
—						km	
—						km	

12-2-65 災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入れ、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、豊川市内に大規模な災害等が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して要請する支援物資の受入れ、配送等の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援物資 被災者のために、甲が必要に応じて調達する物資及び甲に対して提供される物資をいう。
- (2) 避難所等 支援物資の配達先となる豊川市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (3) 荷役作業 支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み等をいう。
- (4) 物資集積・搬送拠点 荷役作業又は配送等の拠点として設置される施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 甲は、大規模な災害等により避難所等への配送等が困難な場合などにおいて、必要があると判断したときは、物資集積・搬送拠点を設置するものとする。

2 物資集積・搬送拠点の設置場所は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

3 甲は、豊川市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業、配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（業務等の要請）

第4条 甲は、前条第1項の規定により物資集積・搬送拠点を設置する場合は、乙に対して次に掲げる業務を要請することができる。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 前項に掲げる業務のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し支援物資の受入れ、配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（業務等の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合は、可能な限り協力するも

のとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定により甲から要請があった業務（以下「支援業務」という。）を行った場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第7条 乙の支援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用の価格は、法令等に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から支援業務に係る適法な請求書を受領したときは、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

(事故等の報告)

第8条 乙は、支援業務の実施に際し、事故等が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(要請及び報告の方法等)

第9条 第4条の規定による要請並びに第6条及び前条の規定による報告は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲及び乙は、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(損害の負担)

第10条 乙の支援業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 乙の支援業務に従事した者が、その者の責に帰すことができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、支援業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。支援業務の終了後又は本協定の解除後についても同様とする。

2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、支援業務に係る担当部署及び連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本 幸夫

乙 静岡県浜松市中区高丘西4丁目7番22号
佐川急便株式会社
執行役員
東海支店長 森 裕一郎